

主 文

公共職業安定所長が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してもした雇用保険法（昭和49年法律第116号）第13条不該当により基本手当を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA所在の会社B（以下「事業所」という。）に採用され、平成〇年〇月〇日に離職したとして、同年〇月〇日に受給資格の決定のため公共職業安定所へ出頭した。

公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）は、雇用保険被保険者離職票（以下「離職票」という。）を審査したところ、労働契約期間満了による離職であって、かつ、契約を更新又は延長することの確約がないことや、契約を更新又は延長しない旨の明示があったことから、特定理由離職者に該当しないものと判断した。そうすると、請求人の場合、雇用保険の受給資格者となるためには、雇用保険法（以下「法」という。）第13条により、離職の日以前2年間に法第14条の規定による被保険者期間が通算して12か月以上必要となるところ、安定所は、請求人が当該要件を満たしていないことを理由に受給資格の決定ができない旨を説明した。

請求人は、同月〇日に、離職票において契約を「更新又は延長しない旨の明示」が「有」とされていることについて異議を申し立てたため、安定所長は、同日、離職票を発行したA公共職業安定所長に離職票の補正依頼を行ったが、補正の必要なしとの回答であった。

このため、安定所長は、請求人に対し同年〇月〇日付けで法第13条不該当処

分（以下「本件処分」という。）を行い、同月○日に請求人へ本件処分を記載した離職票を送付した。

請求人は、本件処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、同年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、安定所長が平成○年○月○日付けで請求人に対してした法第13条不該当により、基本手当を支給しない旨の処分が妥当と認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）請求人は、本件雇用契約には契約の更新又は延長しない旨の明示がなく、特定受給資格者又は特定理由離職者に該当する旨主張しているが、本件の経緯からみると、請求人が雇用保険法施行規則（昭和50年3月10日労働省令第3号。以下「則」という。）第19条の2第1号に定める特定理由離職者に該当するか否かは、契約の更新があることは明示されているが更新の確約がない場合であって、労働者本人が契約期間満了日までに契約更新を申し出た場合に当たるか否かということになる。

（2）そこで、まず、請求人が契約更新を申し出ていたか否かについて先に検討すると、雇用保険被保険者離職票－2において、事業所は、「労働者から契約の更新又は延長を希望する旨の申出があった」と申告しており、事業所と請求人の間にはこの点に係る認識に相違はなく、上記要件を満たすものと認められる。

（3）次に、契約の更新があることが明示されていたか否かについて検討する。

① 本件においては、契約更新の可能性があることについて、事業所から口頭

により請求人に明示がされていたか否かは、両当事者の認識に相違があることから、当審査会としては、書面で取り交わされた労働者派遣雇用契約書の記載内容から判断することが妥当であると思料する。

すると、当該契約書第10項には契約の更新に関して相矛盾する記載が認められるところであり、少なくとも同項の記載事項のみにおいて契約の更新の有無を判断することは難しいと言わざるを得ない。しかしながら、当該契約書の記載内容を精査すると、「更新判断基準」と称する項目を掲げ、具体的に更新可否の基準を設定しているという事実があり、これをもって更新が確約されているとまでは言えないものの、当該契約書により更新しない旨を明示していたとは言えないものである。

② 事業所は、期間雇用契約書においても更新しない旨を明示したとしているが、当該契約書はいずれからも提出をされておらず、当審査会としては、当該契約書を根拠とした安定所長の判断は妥当性を欠くと判断する。

以上のことから、当審査会としては、本件雇用契約に際し、請求人には更新があることが明示されていたと判断するものである。

(4) なお、審査資料によると、Cが事業所に委託した事業については、雇用契約の更新を想定したものではないものと認められるが、本件は雇用契約の当事者間における契約内容の明示の問題であることから、上記判断を左右するものではない。

(5) したがって、請求人は、則第19条の2第1号に該当する特定理由離職者であると認められる。この場合、基本手当の受給資格は、法第13条第1項及び同条第2項により、離職日以前1年間に被保険者期間が6か月以上あることを要するが、請求人は当該要件を満たすものと言える。

3 以上のとおりであるから、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした法第13条不該当により、基本手当を支給しない旨の処分は失当であって、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。